

愛媛県立学校設置条例及び県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県立学校設置条例（昭和39年3月19日条例第12号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧												
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>愛媛県立高等学校（以下「高等学校」という。）</u>、<u>愛媛県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）</u>並びに愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊学校」という。）の設置については、この条例の定めるところによる。</p> <p>（高等学校の名称及び位置）</p> <p>第2条 高等学校の名称及び位置は、別表1のとおりとする。</p> <p>（中等教育学校の名称及び位置）</p> <p>第3条 中等教育学校の名称及び位置は、別表2のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 別表1中砥部高等学校に係る部分は、昭和40年4月1日に、その効力を失う。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>愛媛県立中学校（以下「中学校」という。）</u>、<u>愛媛県立高等学校（以下「高等学校」という。）</u>並びに愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊学校」という。）の設置については、この条例の定めるところによる。</p> <p>（中学校の名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>中学校の名称及び位置は、別表1のとおりとする。</u></p> <p>（高等学校の名称及び位置）</p> <p>第3条 高等学校の名称及び位置は、別表2のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 別表2中砥部高等学校に係る部分は、昭和40年4月1日に、その効力を失う。</p> <p>別表1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今治東中学校</td> <td>今治市</td> </tr> <tr> <td>松山西中学校</td> <td>松山市</td> </tr> <tr> <td>宇和島南中学校</td> <td>宇和島市</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2（第3条、附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	位置	今治東中学校	今治市	松山西中学校	松山市	宇和島南中学校	宇和島市	学校名	位置	省略	省略
学校名	位置												
今治東中学校	今治市												
松山西中学校	松山市												
宇和島南中学校	宇和島市												
学校名	位置												
省略	省略												
<p>別表1（第2条、附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	位置	省略	省略									
学校名	位置												
省略	省略												

新		旧	
別表2（第3条関係）			
学校名	位置		
今治東中等教育学校	今治市		
松山西中等教育学校	松山市		
宇和島南中等教育学校	宇和島市		
別表3（第4条関係）		別表3（第4条関係）	
学校名	位置	学校名	位置
省略	省略	省略	省略
第一養護学校	東温市	第一養護学校	東温市
第三養護学校	東温市	第二養護学校	東温市
省略	省略	第三養護学校	東温市
		省略	省略

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例（昭和23年4月1日条例第9号）の一部改正 第2条に係る部分

新				旧			
第2条 授業料額は、次のとおりとする。				第2条 授業料額は、次のとおりとする。			
高等学校	全日制の課程	年額	115,200円	高等学校	全日制の課程	年額	115,200円
	定時制の課程				定時制の課程		
	単位制による課程以外の課程	年額	31,200円		単位制による課程以外の課程	年額	31,200円
	単位制による課程	1単位につき	1,680円		単位制による課程	1単位につき	1,680円
	専攻科	年額	115,200円		専攻科	年額	115,200円
	中等教育学校の後期課程	年額	115,200円				
2 省略				2 省略			
第4条 入学選考料額は、次のとおりとする。				第4条 入学選考料額は、次のとおりとする。			
				中学校 2,200円			

新	旧													
<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">高等学校</td> <td rowspan="3">           { 全日制の課程            定時制の課程            専攻科         </td> <td>2,200 円</td> </tr> <tr> <td>950 円</td> </tr> <tr> <td>2,200 円</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td></td> <td>2,200 円</td> </tr> </table>	高等学校	{ 全日制の課程 定時制の課程 専攻科	2,200 円	950 円	2,200 円	中等教育学校		2,200 円	<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">高等学校</td> <td rowspan="3">           { 全日制の課程            定時制の課程            専攻科         </td> <td>2,200 円</td> </tr> <tr> <td>950 円</td> </tr> <tr> <td>2,200 円</td> </tr> </table>	高等学校	{ 全日制の課程 定時制の課程 専攻科	2,200 円	950 円	2,200 円
高等学校			{ 全日制の課程 定時制の課程 専攻科	2,200 円										
				950 円										
	2,200 円													
中等教育学校		2,200 円												
高等学校	{ 全日制の課程 定時制の課程 専攻科	2,200 円												
		950 円												
		2,200 円												
<p>第 5 条 新たに _____ 高等学校又は中等教育学校に編入学しようとする者に対しては、編入試験料を徴収する。</p> <p>2 省略</p> <p>第 7 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 中等教育学校の後期課程に進級し、又は編入学する者は、その際</p>	<p>第 5 条 新たに中学校又は高等学校 _____ に編入学しようとする者に対しては、編入試験料を徴収する。</p> <p>2 省略</p> <p>第 7 条 省略</p> <p>2 省略</p>													
<p><u>に後期課程進級料 5,650 円を納付しなければならない。</u></p> <p>第 11 条 休学中の者に対しては授業料を、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては授業料、入学選考料、編入試験料、入学金、<u>後期課程進級料若しくは寄宿舍使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</u></p> <p>2 省略</p> <p>第 12 条 既に納付した授業料、入学選考料、編入試験料、入学金、<u>後期課程進級料、聴講料、聴講審査料及び寄宿舍使用料は、これを返還しないものとする。</u></p>	<p>第 11 条 休学中の者に対しては授業料を、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては授業料、入学選考料、編入試験料、入学金 _____ 若しくは寄宿舍使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第 12 条 既に納付した授業料、入学選考料、編入試験料、入学金 _____、聴講料、聴講審査料及び寄宿舍使用料は、これを返還しないものとする。</p>													